

長野市立保育園の民営化に関する委託先募集要項（案）

長野市立保育所の運営委託を受ける団体を次のとおり募集する。

1 対象保育所

- (1) 名称 長野市立三輪保育園
(2) 所在 長野市三輪8丁目6番31号

2 応募資格

市立保育園の委託を受ける団体は、原則として営利を目的としない以下の法人等とする。

- (1) 現に長野市内で保育園又は幼稚園を経営する社会福祉法人又は学校法人
(2) 社会福祉法人又は学校法人で、長野市内に法人本部を有するか新たに設置する法人
(3) 長野市内に新たに社会福祉法人本部又は学校法人本部を設置する予定の団体等

3 委託予定日

平成20年4月1日

ただし、準備状況により変更の場合もある。

4 募集期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

5 申込書類等

別に市が指定する申請書類一式を提出すること。

6 選考等

長野市立三輪保育園委託・移管先選考委員会において選考する。

なお、選考にあたっては書類審査、プレゼンテーション、理事長・園長等とのヒアリングを実施する。

7 委託に伴う条件

市は、民営化後の保育所において良質な保育の確保及び保育サービスの拡充を図るため、運営を委託するにあたり、以下のとおり条件を付する。

応募する法人等は、これらの条件を満たすことを前提に申し込むこと。

(運営全般)

- (1) 社会福祉法、児童福祉法等の法令及び関係通達等を遵守すること。

- (2) 委託を受けた法人等自らが、委託保育園を運営すること。
- (3) 長野市の保育行政を理解し、次の事項に積極的に協力すること。
 - ・ 園長会議に出席すること。
 - ・ 年度途中の入所に応ずること。
 - ・ 待機児童が生じないように定員の弾力的運用を行うこと。
 - ・ その他、長野市が必要と認めること。
- (4) 委託決定後から、保護者及び地域関係者・委託先・市（保育士含む）との3者懇談会を設置し、保育園の運営等について話し合い、より良い保育の提供と地域に根ざした保育園づくりに努めること。
- (5) 委託後の保育園運営等については、それまでの運営方法を基本とした上で、計画実施すること。
- (6) 園児の制服購入等の新たな保護者負担が生じないように努めること。なお、委託後に新たな負担が生じる場合には、事前に保護者と協議すること。
- (7) 既に保育園を運営する法人等が委託を受けた場合、直ちに既存の保育園を廃止しないこと。
- (8) 委託当初の保育園定員は、市の指示に従うこと。
- (9) 委託後は、市の保育士による訪問指導を受け入れること。
- (10) 委託後の保育サービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価を実施する第三者評価の受審を受け入れること。

（引継ぎ保育）

- (1) 委託を円滑に行うため、委託決定後は実践的な引継ぎを目的として引継ぎ保育を実施すること。
- (2) 引継ぎ保育に係る期間、保育内容、職員配置、経費等については市と協議すること。

（職員）

- (1) 委託保育園の職員配置は、公立保育園に準じること。
- (2) 施設長及び主任保育士は、委託保育園の専任とすること。
- (3) 施設長又は主任保育士は、児童福祉施設で幹部職員（主任保育士又はこれに相当すると認められる者）として3年以上の経験がある者又は保育士として勤務経験が20年以上ある者であること。
- (4) 保育士は3年以上の経験がある者が1/3以上含まれ、未経験者は1/3以下とすること。
- (5) 委託保育園の職員資質向上のため、市の主催する研修に積極的に参加すること。
- (6) 委託先への雇用を希望する市嘱託保育士等がいる場合は、委託先での採用が可能であること。また、雇用条件については、「市嘱託保育士等に対する条件を最低条件とする。」など事前に提示すること。

(保育事業等)

- (1) 開所時間を午前 7 時 30 分から午後 7 時までとし、延長保育を実施すること。
- (2) 生後 4 ヶ月目からの 0 歳児保育を実施すること。
- (3) 委託前に行っている特別保育（障害児保育、0 歳児保育、保育所地域活動事業）を継続すること。
 - * 障害児保育・・・障害児の特性等に十分配慮して健常児との混合で保育を行う。
 - * 保育所地域活動事業・・・老人、異年齢児との交流事業を行う。
- (4) 保育内容については、保育所保育指針（H11.10.29 児発第 799 号）を基本とすること。

(土地・建物等)

- (1) 市は委託法人等に対し、保育所の土地を無償貸与する。
- (2) 市は委託法人等に対し、保育所の建物及び保育用備品（委託保育園が管理している備品で市が認めるもの）を無償貸与する。
- (3) 委託を受けた保育園に係る土地、建物及び保育用備品等は、保育以外の目的に使用しないこと。
- (4) 委託を受けた保育園に係る土地、建物及び保育用備品等の維持管理に要する費用は、主要構造部の改修等大規模のものを除き、委託法人等の負担とすること。

(法人等の資産)

- (1) 基本財産として 1,000 万円以上に相当する資産（現金、預金、确实な有価証券又は不動産に限る）を所有していること。
- (2) 運用財産として法人等の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していること。

8 その他

- (1) 委託にあたって長野市と締結する各契約事項等については、誠実に履行すること。
- (2) 保護者の会は継続設置すること。